明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

四　検査の結果
五　検査を行つた者の氏名
六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
七　検査の実施に係る組織
八　検査の実施に係る工程管理
九　検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
十　検査記録の管理に関する事項
十一　検査に係る教育訓練に関する事項

2　使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る再処理施設の存続する期間保存するものとする。

（溶接に係る使用前事業者検査を行つた旨の表示）

第四条の四　再処理施設の技術基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第九号。以下この条及び第十九条の五第一項第六号において「技術基準規則」という。）第十七条第一項又は第三十七条第一項に規定する容器等（以下この条において単に「容器等」という。）であつて、技術基準規則第十七条第一項第三号又は第三十七条第一項第二号に規定する主要な溶接部を有するものを設置する再処理事業者は、当該容器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等に使用前事業者検査を行つたことを示す記号その他表示を付するものとする。

（使用前確認の申請）

第五条　法第四十六条第三項の確認（以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］
二　再処理施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地
［号を削る。］
三　申請に係る再処理施設の概要
四　法第四十五条第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号
五　使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所
六　［略］
七　再処理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき又は再処理施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一　工事の工程
二　前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）
三　第十一条第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器
四　前項第七号の特別の理由があるときにあつては、その理由を記載した書類

3　第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4　第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。

［条を加える。］

（使用前検査の申請）

第五条　法第四十六条第一項の検査（以下「使用前検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　［同上］
二　再処理施設を設置する工場又は事業所（再処理施設の変更の場合にあつては、当該変更に係る工場又は事業所）の名称及び所在地
三　工事工程表
［号を加える。］
四　検査を受けようとする事項、期日及び場所
［号を加える。］
五　［同上］
［号を加える。］

［項を加える。］

2　前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

3　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。